

平 成 29 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

第1章

災害の現況と課題

- | | |
|-----|----------------|
| 第1節 | 火災予防 |
| 第2節 | 危険物施設等における災害対策 |
| 第3節 | 石油コンビナート災害対策 |
| 第4節 | 林野火災対策 |
| 第5節 | 風水害対策 |
| 第6節 | 震災対策 |
| 第7節 | 原子力災害対策 |
| 第8節 | その他の災害対策 |

第1節

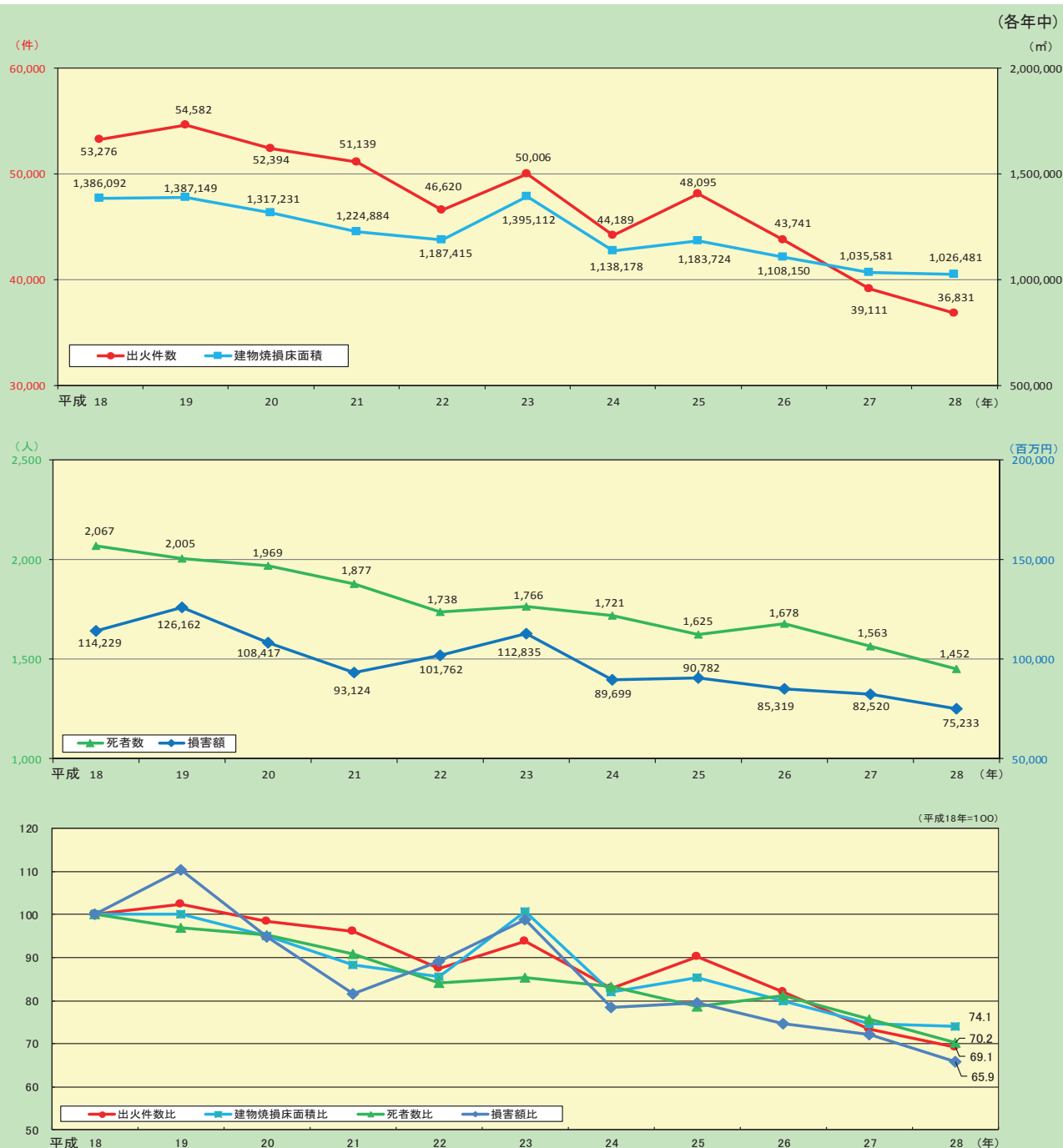
火災予防

火災の現況と最近の動向

この10年間の出火件数をみると、平成18年以降

おおむね減少傾向となっており、平成28年中の出火件数は、3万6,831件と前年に比べ2,280件(5.8%)減少し、10年前(平成18年中の出火件数)の69.1%となっている。また、火災による死者数も、平成18年以降おおむね減少傾向にあり、平成28年中の火

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照

3 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成18年中の値を100とした比

災による死者数は、1,452 人と前年に比べ 111 人（7.1%）減少し、10 年前（平成 18 年中の火災による死者数）の 70.2%となっている（第 1-1-1 図、第 1-1-1 表）。

第 1-1-1 表 火災の状況

(各年中)

区 分	単位	平成18年	平成27年 (A)	平成28年 (B)	増減 (B) - (A) (C)	増減率 (C) / (A) × 100 (%)
出 火 件 数	件	53,276	39,111	36,831	△ 2,280	△ 5.8
建 物 火 災		31,506	22,197	20,991	△ 1,206	△ 5.4
林 野 火 災		1,576	1,106	1,027	△ 79	△ 7.1
車 両 火 災		6,243	4,188	4,053	△ 135	△ 3.2
船 舶 火 災		102	97	72	△ 25	△ 25.8
航 空 機 火 災		1	7	3	△ 4	△ 57.1
そ の 他 の 火 災		13,848	11,516	10,685	△ 831	△ 7.2
焼 損 棟 数	棟	42,612	31,780	30,032	△ 1,748	△ 5.5
全	焼	8,867	7,131	6,722	△ 409	△ 5.7
半	焼	3,092	1,834	1,728	△ 106	△ 5.8
部 分	焼	12,921	8,538	7,968	△ 570	△ 6.7
ぼ	や	17,732	14,277	13,614	△ 663	△ 4.6
建 物 焼 損 床 面 積	m ²	1,386,092	1,035,581	1,026,481	△ 9,100	△ 0.9
建 物 焼 損 表 面 積	m ²	143,185	112,797	112,652	△ 145	△ 0.1
林 野 焼 損 面 積	a	82,925	53,844	38,411	△ 15,433	△ 28.7
死	者 人	2,067	1,563	1,452	△ 111	△ 7.1
負 傷 者	人	8,541	6,309	5,899	△ 410	△ 6.5
り 災 世 帯 数	世帯	29,144	19,701	18,335	△ 1,366	△ 6.9
全	損	6,533	4,416	4,064	△ 352	△ 8.0
半	損	2,466	1,439	1,253	△ 186	△ 12.9
小	損	20,145	13,846	13,018	△ 828	△ 6.0
り 災 人 員	人	73,898	44,443	40,970	△ 3,473	△ 7.8
損 害 額	百万円	114,229	82,520	75,233	△ 7,287	△ 8.8
建 物 火 災		107,699	75,754	68,914	△ 6,840	△ 9.0
林 野 火 災		134	255	157	△ 98	△ 38.4
車 両 火 災		2,895	2,165	2,293	128	5.9
船 舶 火 災		342	579	488	△ 91	△ 15.7
航 空 機 火 災		2	496	920	424	85.5
そ の 他 の 火 災		2,240	3,079	2,048	△ 1,031	△ 33.5
爆 発		917	193	412	219	113.5
出 火 率	件/万人	4.2	3.1	2.9	△ 0.2	-

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

4 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

5 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

8 「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

12 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

13 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

14 人口は、平成18年については3月31日現在の住民基本台帳、平成27年については3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査、平成28年については1月1日現在の住民基本台帳による。

15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。

16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。

17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

1. 出火状況

(1) 1 日当たり 101 件の火災が発生

平成 28 年中の出火件数 3 万 6,831 件を 1 日当たりでみると、101 件/日の火災が発生したことになる（附属資料 1-1-9）。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の 57.0%で最も高い比率を占めている（附属資料 1-1-10）。

また、出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけての出火件数が総出火件数の 56.8%となっており、損害額の 57.2%を占めている（附属資料 1-1-11）。

(2) 出火率は 2.9 件/万人

出火率（人口 1 万人当たりの出火件数）は、全国平均で 2.9 件/万人となっている（第 1-1-1 表、第

1-1-2 表）。

第 1-1-2 表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

(各年中)			
区分	平成18年	平成28年	増減率(%)
出火率 (件/万人)	4.2	2.9	—
出火件数 (件)	53,276	36,831	△ 30.9
建物火災 (件)	31,506	20,991	△ 33.4
人口 (人)	127,055,025	128,066,211	0.8
世帯数 (世帯)	51,102,005	56,950,757	11.4

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 人口は、平成 18 年については 3 月 31 日現在の住民基本台帳、平成 28 年については 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは山梨県で 4.0 件/万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の 1.8 件/万人で、同県は平成 3 年（1991 年）以降連続して最も出火率が低くなっている（第 1-1-3 表）。

第 1-1-3 表 都道府県別出火率

(平成 28 年中)

都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)	順位	都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)	順位
1 北海道	1,859	540	3.4	13	25 滋賀	448	142	3.2	23
2 青森	472	134	3.5	12	26 京都	545	257	2.1	44
3 岩手	438	129	3.4	15	27 大阪	2,129	887	2.4	43
4 宮城	734	232	3.2	22	28 兵庫	1,569	562	2.8	32
5 秋田	311	104	3.0	29	29 奈良	448	139	3.2	21
6 山形	311	113	2.8	34	30 和歌山	353	99	3.6	9
7 福島	640	195	3.3	18	31 鳥取	219	58	3.8	2
8 茨城	1,062	297	3.6	8	32 島根	256	70	3.6	5
9 栃木	669	200	3.3	16	33 岡山	601	193	3.1	24
10 群馬	755	201	3.8	3	34 広島	781	286	2.7	36
11 埼玉	1,835	732	2.5	39	35 山口	434	142	3.1	27
12 千葉	1,742	627	2.8	33	36 徳島	239	77	3.1	25
13 東京	4,007	1,342	3.0	28	37 香川	298	100	3.0	30
14 神奈川	1,927	914	2.1	45	38 愛媛	389	142	2.7	35
15 新潟	573	232	2.5	41	39 高知	266	74	3.6	7
16 富山	195	108	1.8	47	40 福岡	1,274	512	2.5	40
17 石川	244	116	2.1	46	41 佐賀	258	84	3.1	26
18 福井	196	80	2.5	42	42 長崎	482	140	3.4	14
19 山梨	338	85	4.0	1	43 熊本	592	181	3.3	19
20 長野	786	214	3.7	4	44 大分	383	118	3.2	20
21 岐阜	686	208	3.3	17	45 宮崎	399	113	3.5	10
22 静岡	967	377	2.6	38	46 鹿児島	604	168	3.6	6
23 愛知	2,042	751	2.7	37	47 沖縄	421	146	2.9	31
24 三重	654	185	3.5	11	合計	36,831	12,807	2.9	

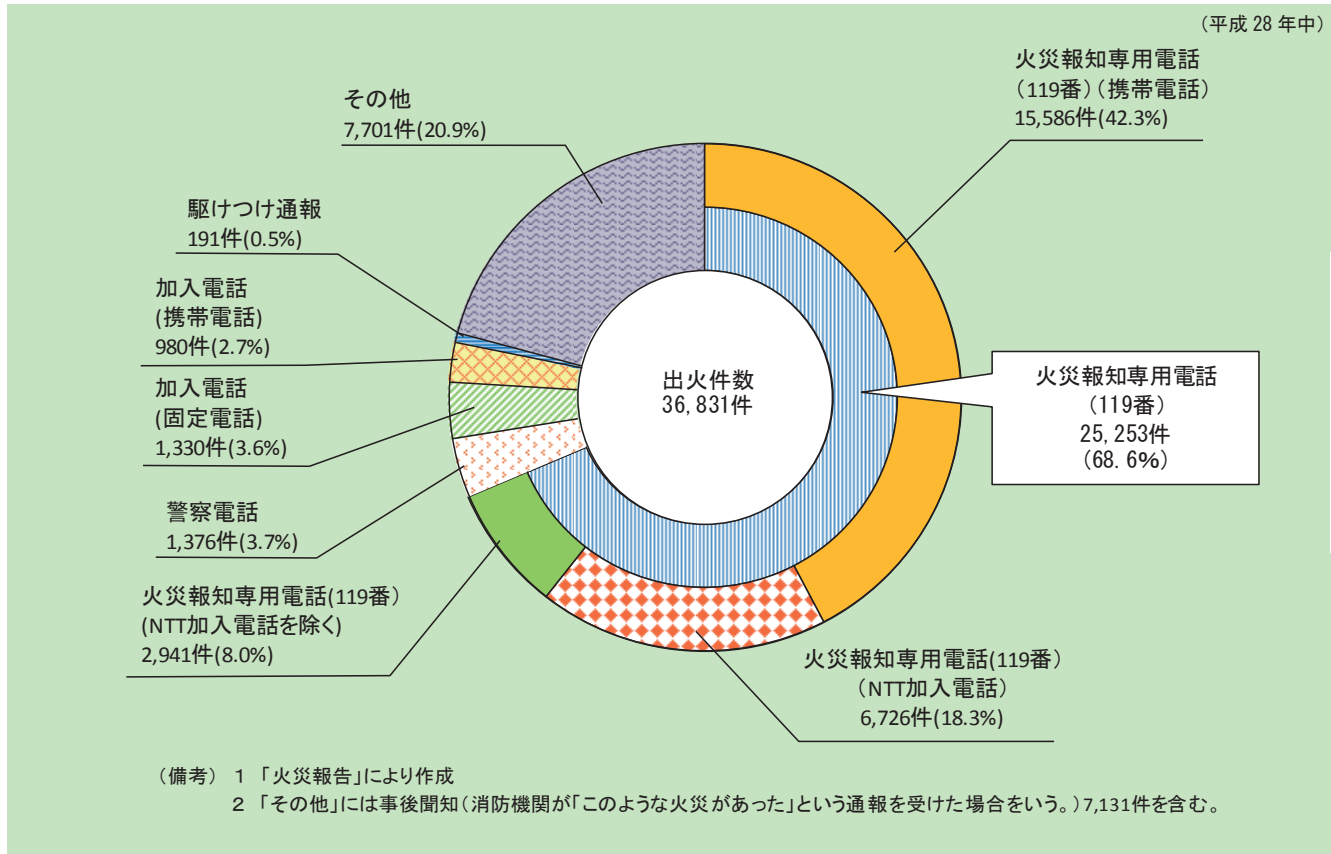
(備考) 1 「火災報告」により作成
2 順位は出火率が高い都道府県から順に、1 位、2 位・・・47 位としている。
3 人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

(3) 火災覚知方法は119番通報が最多

消防機関における火災覚知方法についてみると、火災報知専用電話（119番）^{*1}による通報が68.6%と最も多い。また、初期消火の方法についてみると、

消火器を使用したものが20.4%と初期消火が行われたものの中（その他を除く。）で最も高い比率になっている。一方で、初期消火を行わなかったものは37.6%となっている（第1-1-2図、附属資料1-1-12）。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数



2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

平成28年中の「火災による死者数」は1,452人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者（以下「放火自殺者等」という。）を除いた死者数は1,114人と前年に比べ減少しており、1,546人を記録した平成17年以降減少傾向となっている。また、負傷者数も5,899人と前年に比べ減少しており、8,850人を記録した平成17年以降減少傾向となっている。また、放火自殺者等は、火災による死者の総数の23.3%を占めている（第1-1-3図）。

ア 1日当たりの火災による死者数は4.0人

1日当たりの火災による死者数は4.0人となっている（附属資料1-1-9）。

人口10万人当たりの死者数を都道府県別にみると、最も多いのは青森県で2.4人、最も少ないのは沖縄県で0.3人となっている。また、全国平均では1.1人となっている（附属資料1-1-13）。

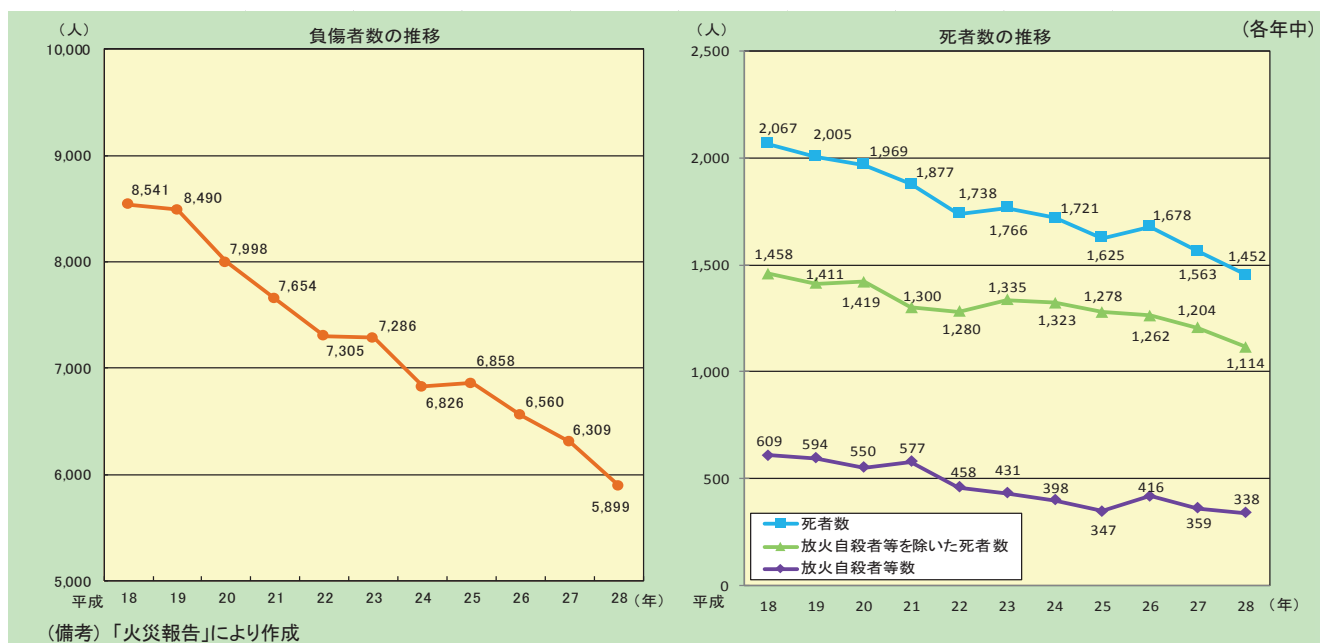
死者発生状況を月別にみると、火気を使用する機会が多い1月から3月までの3か月間で多くなっている（附属資料1-1-14、附属資料1-1-15）。

火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、23時から翌朝7時までの時間帯で多くなっている（附属資料1-1-16、附属資料1-1-17）。

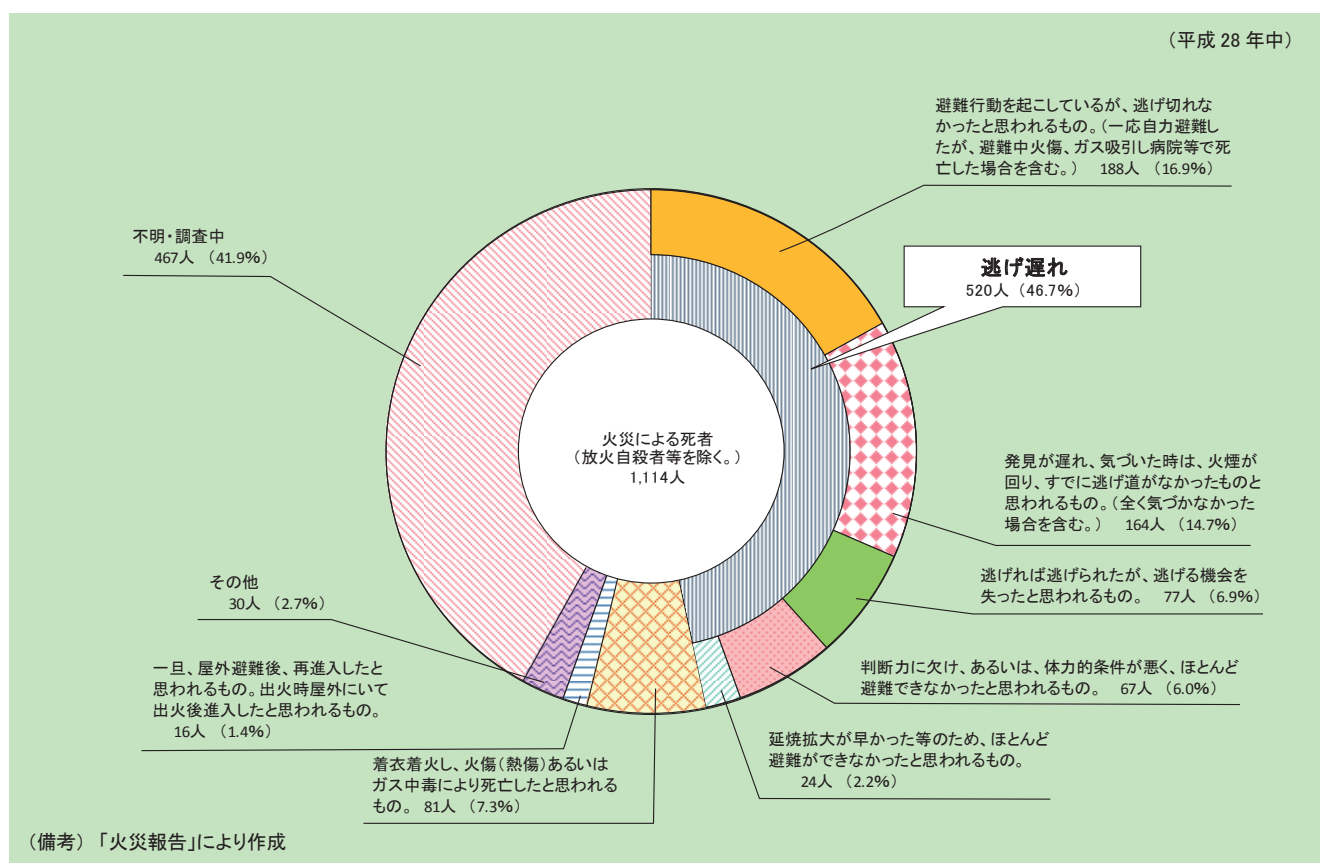
イ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い
死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・

^{*1} 「火災報知専用電話」とは、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第 1-1-3 図 火災による死傷者数の推移



第 1-1-4 図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



窒息となっている（附属資料 1-1-18）。

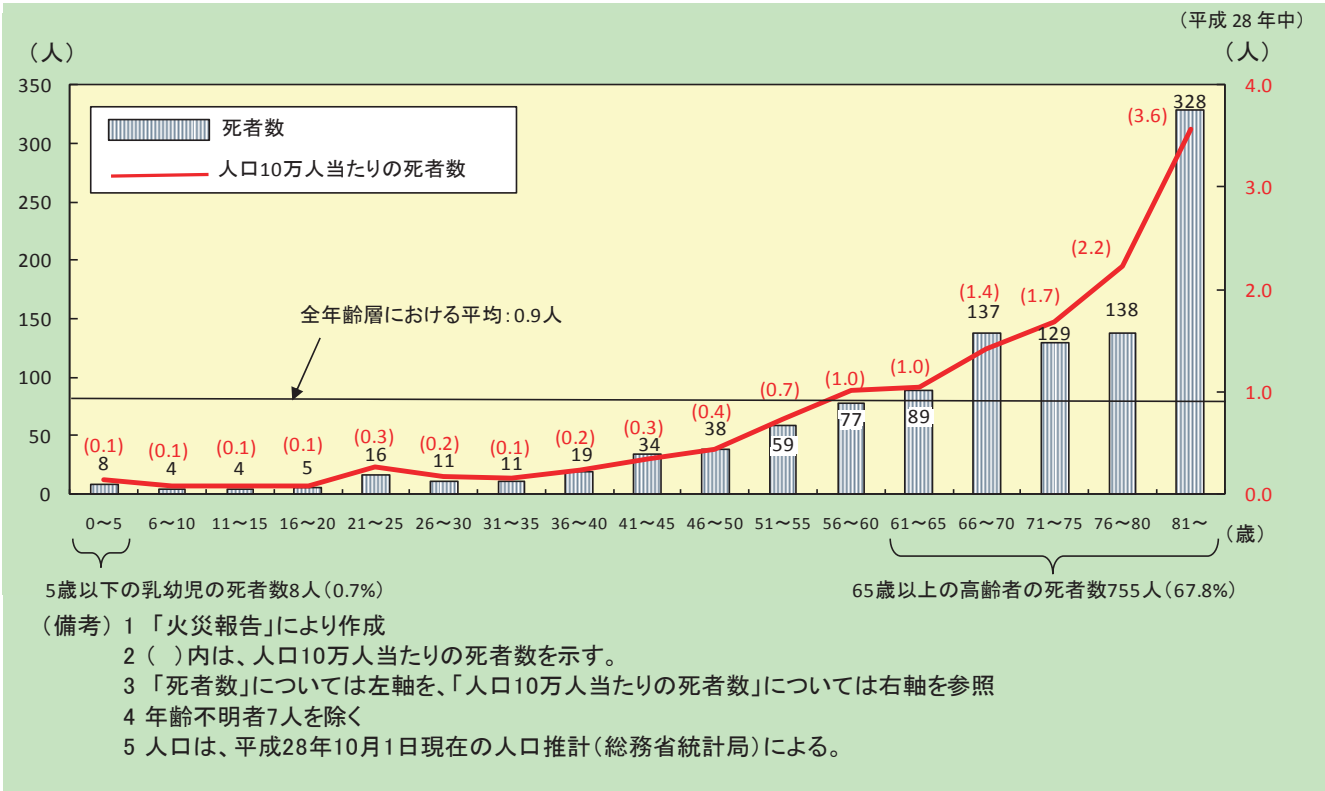
死亡に至った経過をみると、死者数（放火自殺者等を除く。）のうち、逃げ遅れが全体の 46.7%を占めている。その中でも「避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの。(一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む。)」が最も多く、全体の 16.9%を占めてい

る（第 1-1-4 図、附属資料 1-1-19）。

ウ 高齢者の死者が 755 人で 67.8%

死者数(放火自殺者等を除く。)を年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が 67.8%を占めており、特に 81 歳以上が多くなっている。

第 1-1-5 図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



年齢階層別の人口 10 万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に 81 歳以上の階層が、全年齢層における平均の 4.0 倍となっている（第 1-1-5 図）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、特に男性の 61 歳～65 歳の階層が最も多くなっている（附属資料 1-1-20、附属資料 1-1-21）。

（2）建物火災による死者の状況

ア 建物火災による死者は、死者総数の 76.7%で最多

建物火災による死者数は 1,114 人で、火災による死者の 76.7%を占めている。建物火災による負傷者は 5,058 人で、火災による負傷者の 85.7%と、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している（附属資料 1-1-23）。

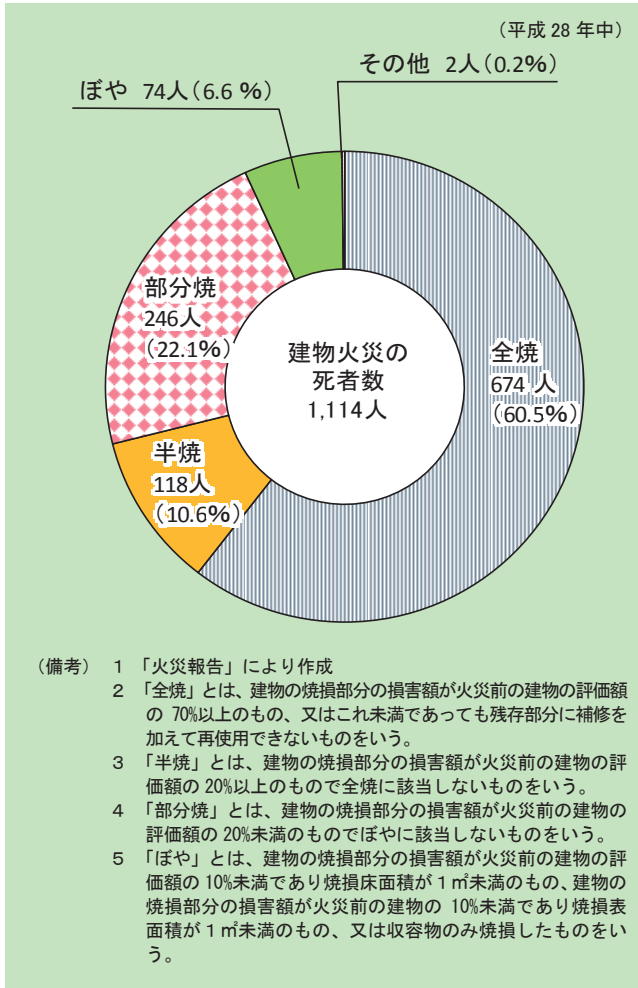
また、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が 60.5%を占めている（第 1-1-6 図、附属資料 1-1-24）。

イ 建物火災による死者の 88.6%が住宅で発生

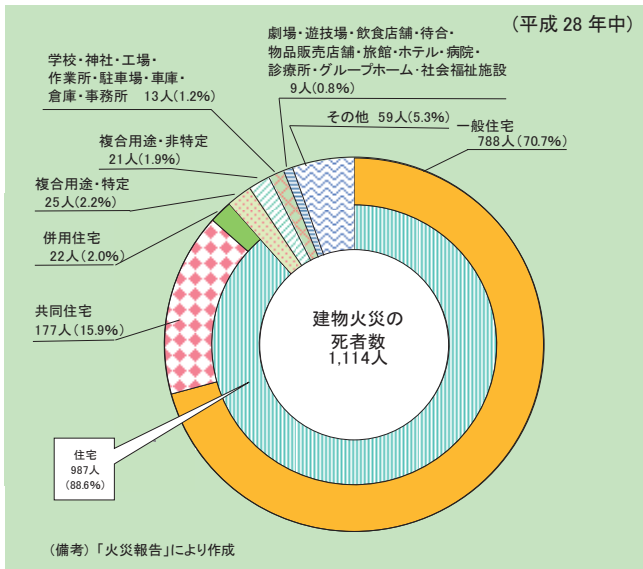
建物用途別にみると、住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。）での死者が 987 人で、建物火災による死者の 88.6%を占めている（第 1-1-7 図、附属

資料 1-1-25）。

第 1-1-6 図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況

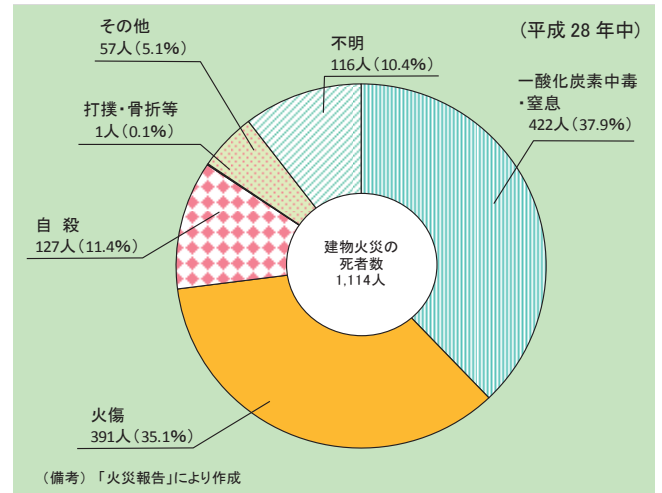


第 1-1-7 図 建物用途別の死者発生状況



また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者が 37.9%で最も多くなっている(第 1-1-8 図、附属資料 1-1-26)

第 1-1-8 図 建物火災の死因別死者発生状況

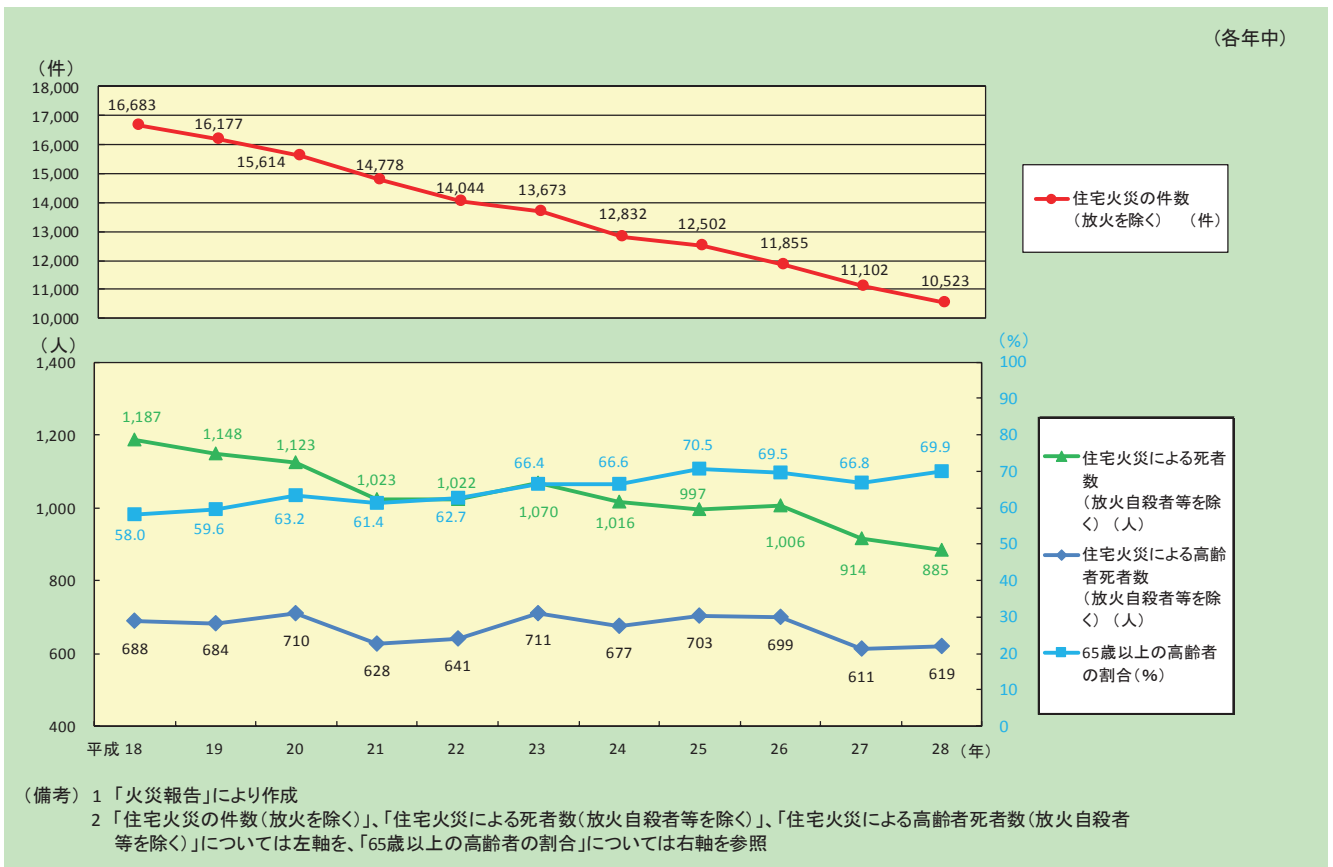


(3) 住宅火災による死者の状況

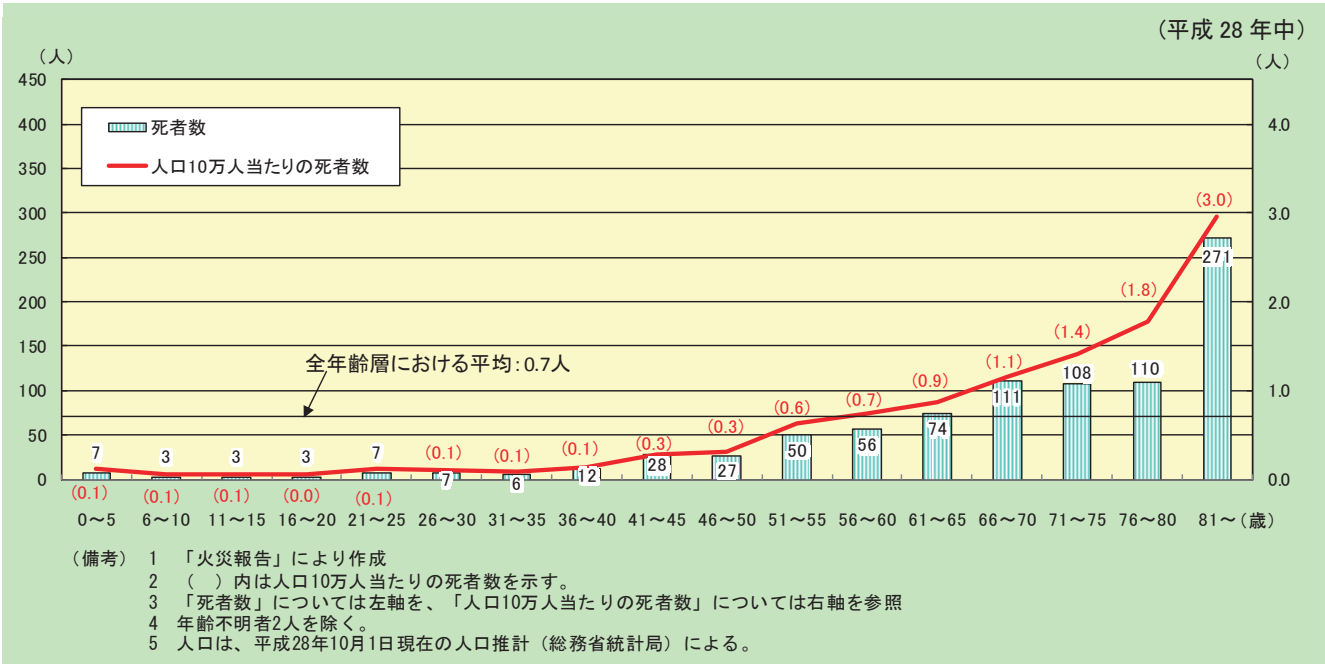
ア 住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災の死者数は減少

平成 16 年の消防法改正により設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置率は、平成 29 年 6 月 1 日時点で全国で 81.7%となっている(第 1-1-15 表)。

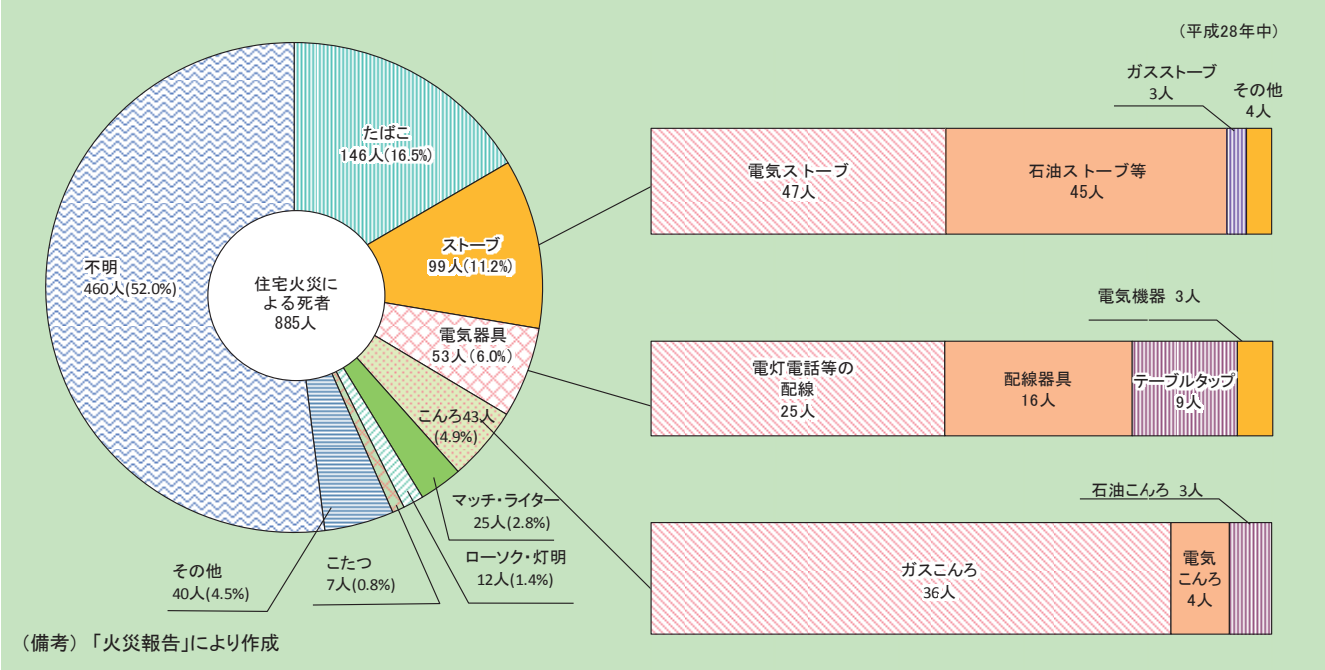
第 1-1-9 図 住宅火災の件数及び死者の推移(放火自殺者等を除く。)



第 1-1-10 図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



第 1-1-11 図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）



こうした中、平成 28 年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は 885 人と、前年と比較して 29 人（3.2%）減少し、1,220 人を記録した平成 17 年から減少傾向となっている。

また、65 歳以上の高齢者は 619 人で、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）の 69.9%を占めている（第 1-1-9 図）。

イ 死者発生数は高齢者層で著しく高い

年齢階層別の人口 10 万人当たりの死者発生数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に 81 歳以上の階層では、全年

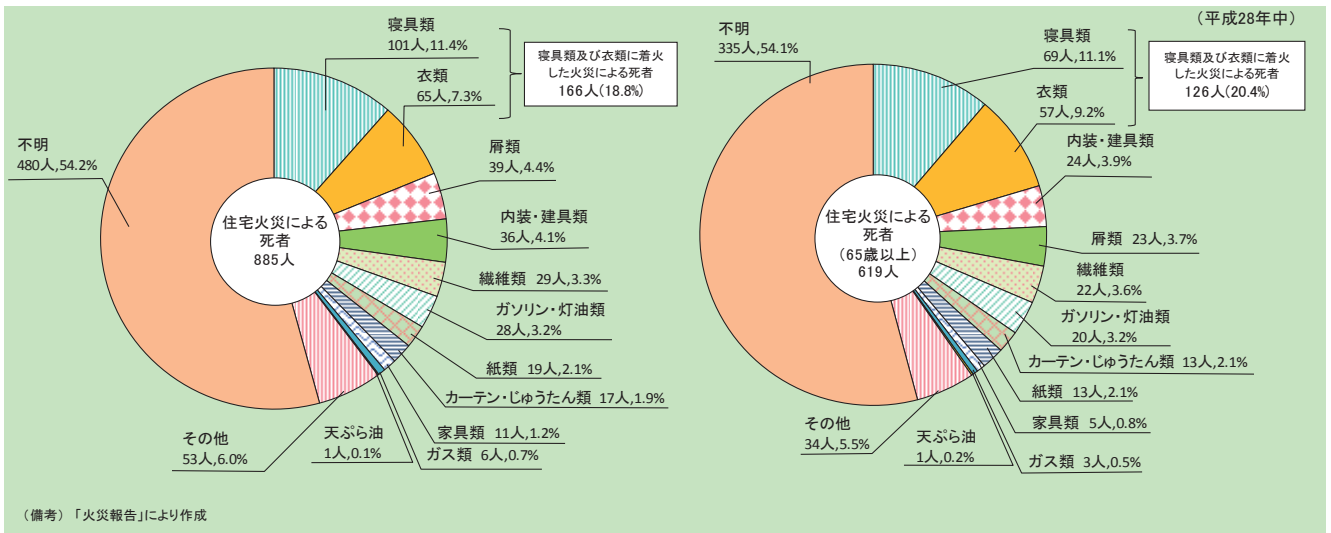
齢階層における平均の約 4.3 倍となっている（第 1-1-10 図）。

ウ たばこを発火源とした火災による死者が最多

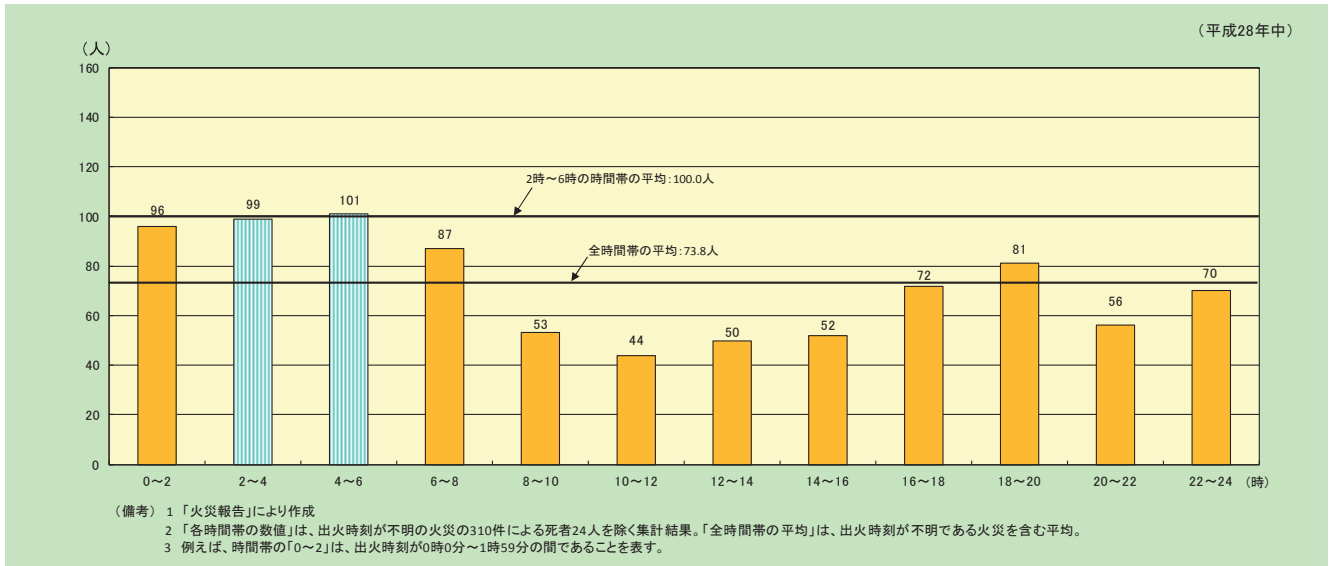
死者（放火自殺者等を除く。）を発火源別（不明を除く。）にみると、たばこによるものが最も多く、次いでストーブ、電気器具となっている。

また、死者（放火自殺者等を除く。）を着火物（発火源から最初に着火した物）別（不明を除く。）にみると、寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、屑類となっている（第 1-1-11 図、第 1-1-12 図）。

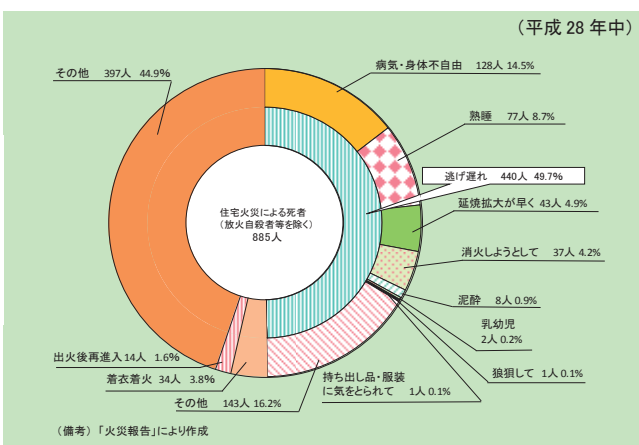
第 1-1-12 図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）



第 1-1-13 図 時間帯別住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）発生状況



第 1-1-14 図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



の約 1.4 倍となっている。

また、死者（放火自殺者等を除く。）を死に至った経過の発生状況別にみると、逃げ遅れが 440 人と最も多くなっている（第 1-1-13 図、第 1-1-14 図、附属資料 1-1-27）。

3. 火災による損害額

消防本部（消防本部を設置していない場合は市町村）は、火災原因の調査に併せて火災による損害についても調査を行っており、その調査結果から損害額を算定している。

火災による損害額は、3,080 億円であった平成 7 年（1995 年）以降おおむね減少傾向となっており、平成 28 年中の損害額は 752 億円で、前年に比べ 8.8%減少した（附属資料 1-1-28）。

エ 2時から6時までの時間帯で多くの死者が発生
死者（放火自殺者等を除く。）を時間帯別にみると、2時から6時までの時間帯の平均は全時間帯の平均

これを出火原因別でみると、電灯電話等の配線による損害額が最も多く、次いで放火、たばことなっている（附属資料 1-1-29）。

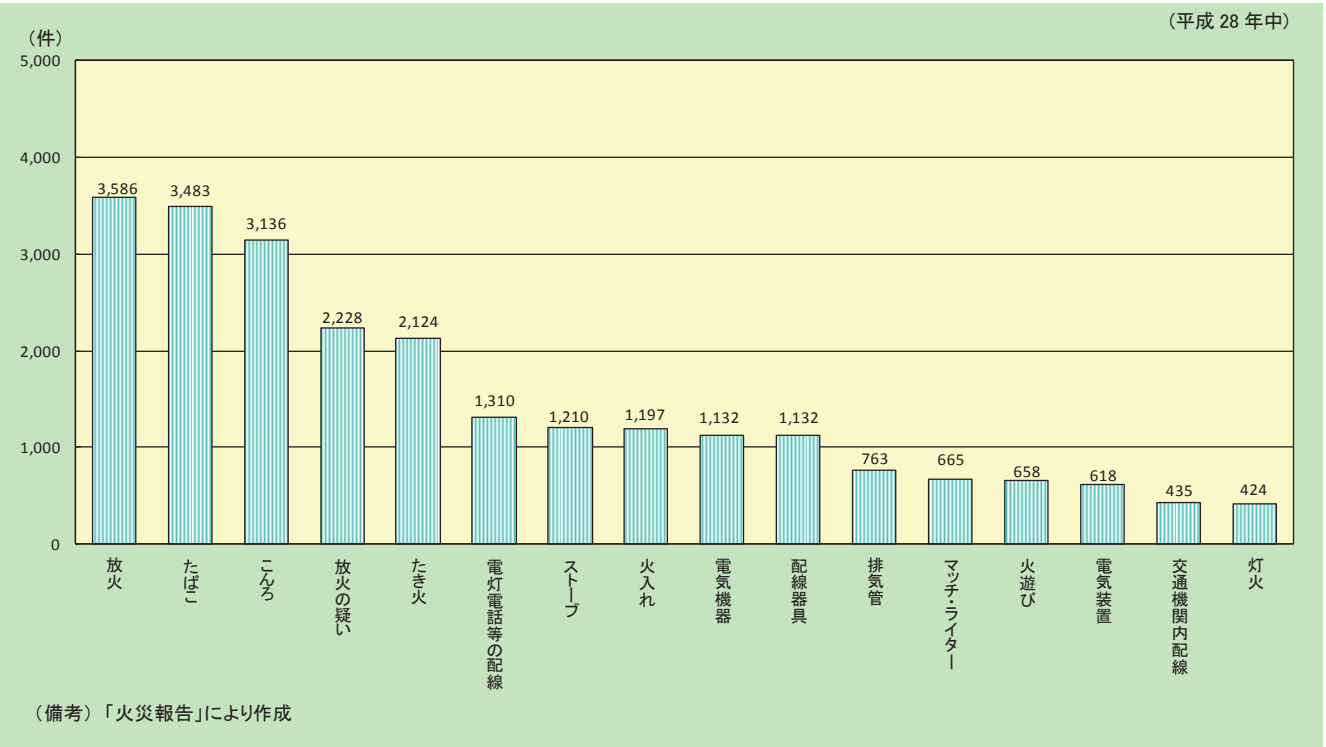
また、火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の 91.6%を占めている（第 1-1-1 表）。

4. 出火原因

平成 28 年中の出火件数 3 万 6,831 件のうち、失火による火災は全体の 69.1%であり、その多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生している（附属資料 1-1-30）。

出火原因別にみると、放火が 3,586 件と最も多く、次いでたばこが 3,483 件、こんろが 3,136 件となっている（第 1-1-15 図）。

第 1-1-15 図 主な出火原因別の出火件数

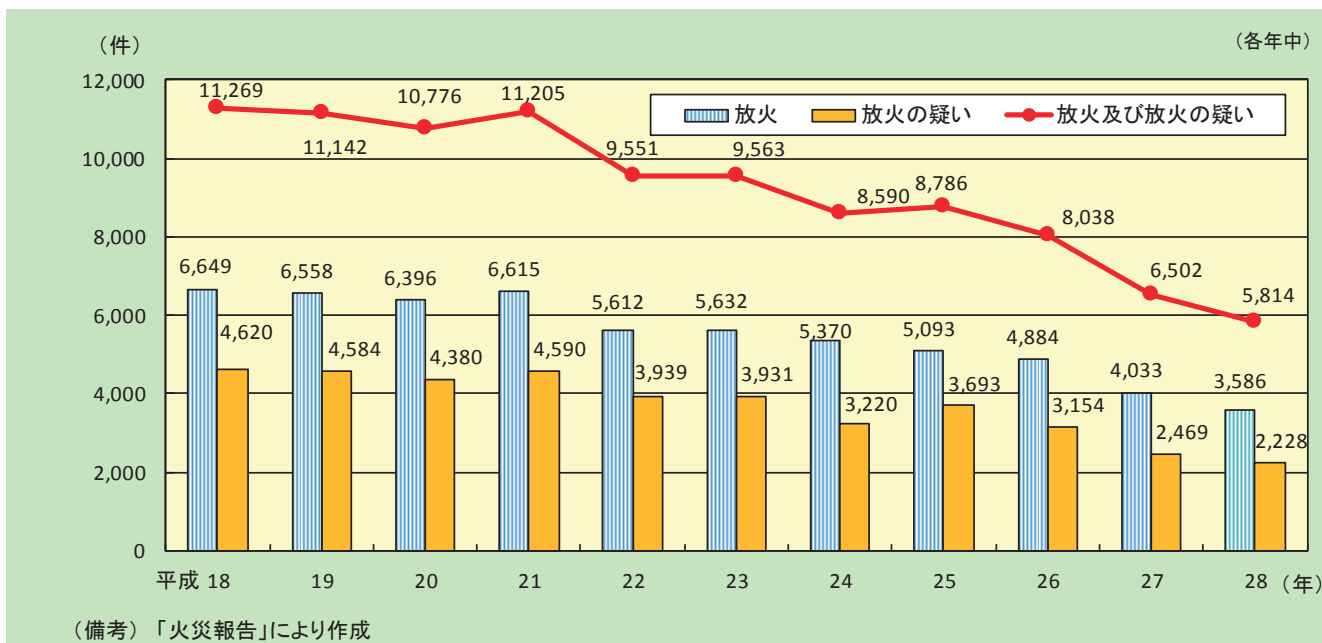


第 1-1-4 表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

区分	単位	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
		平成27年	平成28年	増減数	平成27年	平成28年	増減数	平成27年	平成28年	増減数
出火件数	件	4,033	3,586	△ 447	2,469	2,228	△ 241	6,502	5,814	△ 688
建物火災		1,848	1,581	△ 267	1,003	870	△ 133	2,851	2,451	△ 400
車両火災		305	310	5	161	130	△ 31	466	440	△ 26
林野火災		30	29	△ 1	70	65	△ 5	100	94	△ 6
船舶火災		2	3	1	2	6	4	4	9	5
航空機火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災		1,848	1,663	△ 185	1,233	1,157	△ 76	3,081	2,820	△ 261
主な発火源別出火件数	件									
ライターによるもの		1,412	1,231	△ 181	511	428	△ 83	1,923	1,659	△ 264
マッチによるもの		247	212	△ 35	41	41	0	288	253	△ 35
その他のたばことマッチ		244	228	△ 16	193	215	22	437	443	6
建物焼損床面積	㎡	35,359	30,907	△ 4,452	34,491	31,886	△ 2,605	69,850	62,793	△ 7,057
建物焼損表面積	㎡	5,634	5,429	△ 205	3,998	4,540	542	9,632	9,969	337
林野焼損面積	a	351	189	△ 162	544	1,076	532	895	1,265	370
損害額	万円	300,980	460,345	159,365	251,056	228,588	△ 22,467	552,036	688,933	136,898

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

第 1-1-16 図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移



また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の 13.2%を占め、最も多くなっている(附属資料 1-1-31)。

(1)「放火」による火災が 20 年連続して出火原因の第 1 位

放火による出火件数は、おおむね減少傾向が続いており、平成 28 年中の放火による出火件数は 3,586 件と前年に比べ減少しているものの、全火災の 9.7%を占め、20 年連続して出火原因の第 1 位となっている。これに放火の疑いを加えると 5,814 件で、全火災の 15.8%となっている(第 1-1-4 表、第 1-1-15 図、第 1-1-16 図)。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが全体の 28.5%と最も多くなっている(第 1-1-4 表)。

また、放火及び放火の疑いによる火災 1 件当たりの損害額を時間帯別にみると、4 時～6 時の時間帯で損害額が多くなっている(附属資料 1-1-32、附属資料 1-1-33)。

(2)「たばこ」による火災の 59.0%は不適當な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,483 件で全火災の 9.5%を占めている。主な経過別出火状況をみると、不適當な場所への放置によるものが 59.0%と半数以上を占めている(第 1-1-5 表、第 1-1-15 図)。

第 1-1-5 表 たばこによる火災の損害状況

区分	単位	たばこ		
		平成27年	平成28年	増減数
出火件数	件	3,638	3,483	△ 155
建物火災		2,200	2,108	△ 92
車両火災		143	157	14
林野火災		70	48	△ 22
船舶火災		2	0	△ 2
航空機火災		0	0	0
その他の火災		1,223	1,170	△ 53
主な経過別出火件数	件			
不適當な場所への放置		2,210	2,054	△ 156
火源の転倒・落下		667	712	45
火源が動いて接触する		151	132	△ 19
建物焼損床面積	m ²	50,758	53,683	2,925
建物焼損表面積	m ²	9,490	7,711	△ 1,779
林野焼損面積	a	574	3,204	2,630
損害額	万円	398,137	445,200	47,063

(備考) 「火災報告」により作成

第 1-1-6 表 こんろによる火災の損害状況

区分	単位	こんろ		
		平成27年	平成28年	増減数
出火件数	件	3,497	3,136	△ 361
建物火災		3,421	3,090	△ 331
車両火災		34	19	△ 15
船舶火災		1	1	0
林野火災		1	0	△ 1
航空機火災		0	0	0
その他の火災		40	26	△ 14
主なこんろ種類別出火件数	件			
ガスこんろ		3,073	2,702	△ 371
電気こんろ		280	276	△ 4
石油こんろ		27	27	0
まき・炭・石炭こんろ		98	113	15
主な経過別出火件数	件			
消し忘れ		1,794	1,558	△ 236
過熱		338	312	△ 26
可燃物の接触		286	285	△ 1
建物焼損床面積	m ²	40,207	73,601	33,394
建物焼損表面積	m ²	6,930	7,174	244
損害額	万円	305,969	319,514	13,545

(備考) 「火災報告」により作成

(3) 「こんろ」による火災の 49.7%は消し忘れによるもの

こんろによる火災は、3,136 件で全火災の 8.5%を占めている。こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が 86.2%と最も多く、大半を占めている。主な経過別出火件数をみると、49.7%が消し忘れによるものとなっている(第 1-1-6 表、第 1-1-15 図)。

5. 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

平成 28 年中の建物火災の出火件数は 2 万 991 件
となっている（第 1-1-1 表）。

ア 住宅における火災が建物火災の 54.1%で最多

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多く、全体の 54.1%を占めている（第 1-1-17 図、附属資料 1-1-34）。

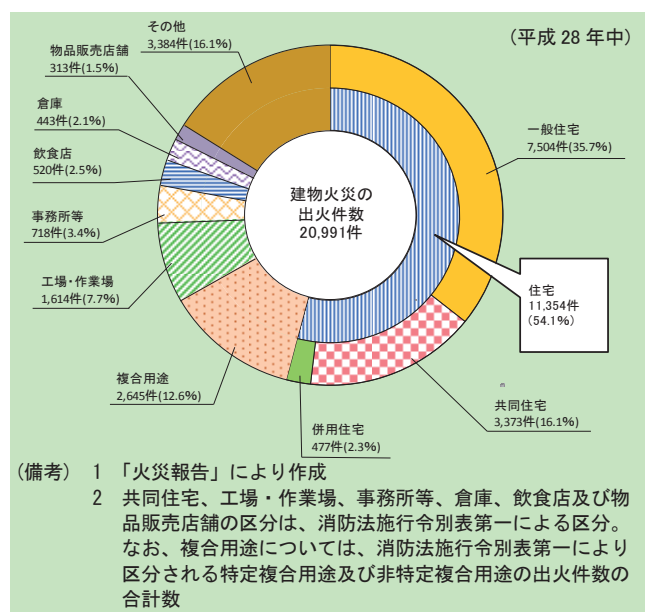
建物火災では、こんろの消し忘れ、たばこの不始末、放火によるものが増えている(第1-1-7表)。

また、月別の出火件数をみると、1月から5月ま

で及び 12 月に多くなっている（附属資料 1-1-35）。

また、建物火災のうち、放火を除く住宅火災の件数は、1万523件となっている（第1-1-9図）。

第 1-1-17 図 建物火災の火元建物用途別の状況



第 1-1-7 表 建物火災の主な出火原因と経過

(平成 28 年中)

主な出火原因	こんろ		たばこ		放火		ストーブ		配線器具		電灯電話等の配線		電気機器		放火の疑い		灯火		電気装置	
	3,090件 (14.7%)		2,108件 (10.0%)		1,581件 (7.5%)		1,175件 (5.6%)		976件 (4.6%)		941件 (4.5%)		871件 (4.1%)		870件 (4.1%)		404件 (1.9%)		394件 (1.9%)	
主な経過又は発火源	放置する、忘れる	1,553	不適当な場所への放置	931	ライター	594	可燃物の接触・落下	399	金属の接触部が過熱	277	短絡	455	短絡	432	ライター	188	火源が接触・落下	201	絶縁劣化	120
	過熱する	312	火源が接触・落下	713	マッチ	107	引火・ふく射	257	スパーク	234	半断線	118	半断線	125	その他のたばこマッチ	88	可燃物の接触・落下	117	短絡	64
	可燃物の接触・落下	315	残り火の処置が不十分	102	その他のたばこマッチ	77	考え違いにより使用を誤る	72	短絡	153	金属の接触部が過熱	98	金属の接触部が過熱	82	マッチ	19	放置する、忘れる	25	スパーク	50
	その他	910	その他	362	その他	803	その他	447	その他	312	その他	270	その他	232	その他	575	その他	61	その他	160

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 () 内は建物火災件数 20,991 件に対する割合 (%)

3 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

4 「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計

5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

イ 建物火災の 40.5%が木造建物で最多

火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、建物火災の40.5%を占めている。火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別（その他・不明を除く。）にみると、木造が最も高くなっている。火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の約1.6倍となっている（附属資料1-1-36）。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき10万円未

満の出火件数が全体の 55.8%を占めている。焼損床面積 50 m²未満の出火件数は、全体の 79.2%を占めており、建物火災の多くは早い段階で消し止められている（附属資料 1-1-37）。

ウ 全建物火災の 50.1%で放水を実施

火元建物の放水開始時間別の焼損状況を見ると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は、全建物火災の 50.1%となっている。
(附属資料 1-1-38)。

また、消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後 30 分以内に鎮火した件数は、放水した建物火災の 29.9%を占めている。このうち 11 分から 20 分までに鎮火したものが最も多くなっている（附属資料 1-1-38、附属資料 1-1-39）。

（２）林野火災

平成 28 年中の林野火災の出火件数は 1,027 件で、前年に比べ 79 件（7.1%）減少、焼損面積は 384ha で、前年に比べ 154ha（28.7%）減少、死者数は 8 人で、前年と比べ増減はない。損害額は 1 億 5,718 万円で、前年に比べ 9,784 万円（38.4%）減少している（第 1-1-8 表）。

林野火災の出火件数を月別にみると、3 月に最も多く発生しており、次いで 4 月、5 月と、空気の乾

燥している時期に多くなっている（第 1-1-18 図）。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が 10ha 未満は 1,019 件で、全体の 99.2%を占めている（第 1-1-9 表）。

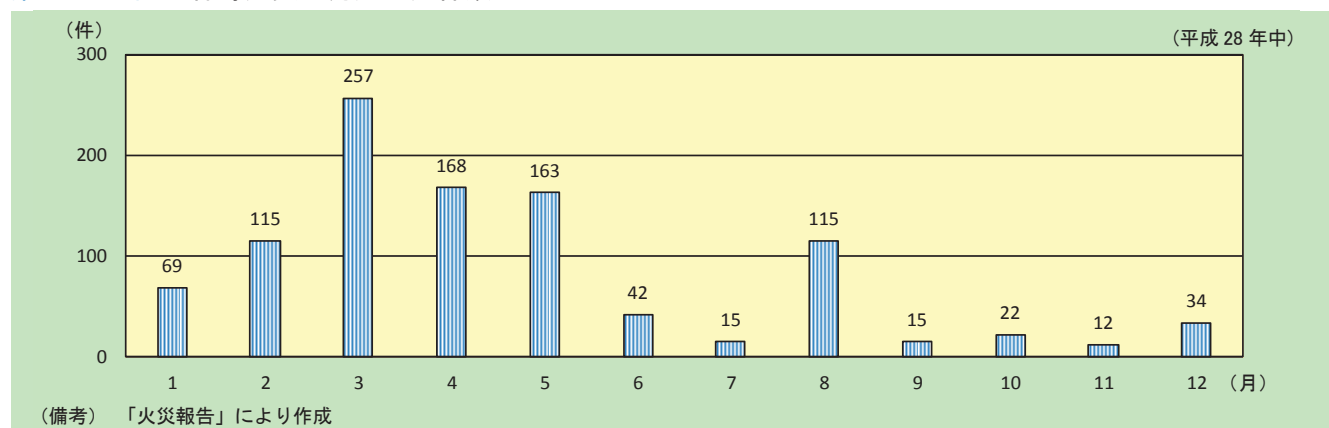
林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが 309 件（全体の 30.1%）と最も多く、次いで火入れ*2 が 170 件（全体の 16.6%）、放火（放火の疑いを含む）が 94 件（全体の 9.2%）の順となっている（第 1-1-10 表）。

第 1-1-8 表 林野火災の状況

区分	平成27年	平成28年	増減数	増減率
出火件数（件）	1,106	1,027	△79	△7.1%
焼損面積（a）	53,844	38,411	△15,433	△28.7%
死者数（人）	8	8	0	0
損害額（万円）	25,502	15,718	△9,784	△38.4%

（備考）「火災報告」により作成

第 1-1-18 図 林野火災の月別出火件数



第 1-1-9 表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成 28 年中)							
区分	焼損面積 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数（件）	1,019	5	1	2	0	0	1,027
焼損面積（a）	22,201	6,990	2,200	7,020	0	0	38,411
損害額（万円）	8,552	7,166	0	0	0	0	15,718

（備考）「火災報告」により作成

注）損害額は単位未満を四捨五入しているため、合計の数値とその内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

第 1-1-10 表 林野火災の主な出火原因と経過

(平成 28 年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		火あそび		その他 (不明・調査中を含む)		林野火災件数
	309件 (30.1%)		170件 (16.6%)		94件 (9.2%)		48件 (4.7%)		39件 (3.8%)		367件 (35.7%)		
主な経過 又は発火源	接触	166	接触	104	その他のたばこ とマッチ	21	投げ捨て	40	—	—	1,027件		
	飛び火	84	飛び火	37	ライター	17	再燃	3					
	消火不十分	22	消火不十分	7	マッチ	4	消火不十分	2					
	その他	37	その他	22	その他	52	その他	3					

（備考）「火災報告」により作成

* 2 火入れ：土地の利用上、その土地の上にある立木竹、草その他の堆積物等を面的に焼却する行為

(3) 車両火災

平成 28 年中の車両火災の出火件数は 4,053 件で、前年に比べ 135 件 (3.2%) 減少、死者数は 126 人 (放火自殺者等 70 人を含む。) で、前年に比べ 16 人 (14.5%) 増加、損害額 (車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。) は 19 億 9,786 万円で、前年に比べ 1 億 6,520 万円 (9.0%) 増加している (第 1-1-11 表)。

第 1-1-11 表 車両火災の状況

区分	平成27年	平成28年	増減数
出火件数 (件)	4,188	4,053	△135
死者数 (人)	110	126	16
(うち放火自殺者等)	(54)	(70)	16
負傷者数 (人)	275	203	△72
損害額 (万円)	183,266	199,786	16,520

(備考)「火災報告」により作成

車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが 681 件 (全体の 16.8%) と最も多く、次いで放火 (放火の疑いを含む) が 440 件 (全体の 10.9%)、交通機関内配線が 392 件 (全体の 9.7%)

の順となっている (第 1-1-12 表)。

(4) 船舶火災

平成 28 年中の船舶火災の出火件数は 72 件で、前年に比べ 25 件 (25.8%) 減少、死者数は 1 人で、前年に比べ 4 人 (80%) 減少、損害額 (船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。) は 4 億 8,781 万円で、前年に比べ 9,008 万円 (15.6%) 減少している (第 1-1-13 表)。

船舶火災の出火件数を原因別にみると、溶接機・切断機によるものが 7 件 (全体の 9.7%) と最も多く、次いで電灯電話等の配線、放火の疑いがそれぞれ 6 件 (それぞれ全体の 8.3%) の順となっている。

(5) 航空機火災

平成 28 年中の航空機火災の出火件数は 3 件で、前年に比べ 4 件 (57.1%) 減少、死者数は 0 人で、前年に比べ 5 人 (皆減) 減少、損害額 (航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。) は 9 億 2,033 万円で、前年に比べ 4 億 2,414 万円 (85.5%) 増加している (第 1-1-14 表)。

第 1-1-12 表 車両火災の主な出火原因と経過

(平成 28 年中)

主な出火原因	排気管		放火 （放火の疑いを含む）		交通機関内配線		たばこ		マッチ・ライター		その他 （不明・調査中を含む）		車両火災件数
	681件（16.8%）		440件（10.9%）		392件（9.7%）		157件（3.9%）		97件（2.4%）		2,286件（56.4%）		
主な経過 又は発火源	着火物が漏えいする	184	ライター	145	電線が短絡する	111	投げ捨て	59	意図なしにスイッチが入る	38	—	4,053件	
	可燃物が火源に触れる	134	その他のたばこ とマッチ	34	スパークする	62	火源転倒落下	52	引火する	27			
	高温物が触れる	114	マッチ	10	スパークによる 引火	33	火の源が動いて 落下する	10	投げ捨て	7			
	その他	249	その他	251	その他	186	その他	36	その他	25			

(備考)「火災報告」により作成

第 1-1-13 表 船舶火災の状況

区分	平成27年	平成28年	増減数
出火件数 (件)	97	72	△25
死者数 (人)	5	1	△4
負傷者数 (人)	20	14	△6
損害額 (万円)	57,789	48,781	△9,008

(備考)「火災報告」により作成

第 1-1-14 表 航空機火災の状況

区分	平成27年	平成28年	増減数
出火件数 (件)	7	3	△4
死者数 (人)	5	0	△5
負傷者数 (人)	6	19	13
損害額 (万円)	49,619	92,033	42,414

(備考)「火災報告」により作成

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

平成 28 年中の放火を除いた住宅火災の件数 (1 万 523 件) は、放火を除いた建物火災の件数 (1 万

9,410 件) の約 5 割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数 (885 人) は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数 (985 人) の約 9 割となっている。さらに、住宅火災による死者の約 7 割が 65 歳以上の高齢者となっている。

平成 16 年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成 18 年 6 月から義務化され、既存住宅についても平成 23 年 6 月までに各市町村の条例に基づき、全国の市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性 (婦人) 防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の

徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。平成 29 年 6 月 1 日時点で全国の設置率*³は 81.7%、条例適合率*⁴は 66.4%となっており、都道府県別にみると設置率は福井県、条例適合率は石川県が最も高くなっている (第 1-1-15 表、附属資料 1-1-25)。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等*⁵の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

第 1-1-15 表 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率 (平成 29 年 6 月 1 日時点)
(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	81.7%	66.4%	三重	77.4% (34)	67.4% (17)
北海道	84.6% (11)	71.0% (10)	滋賀	83.6% (13)	65.2% (20)
青森	76.9% (37)	59.3% (39)	京都	87.8% (6)	73.5% (7)
岩手	85.8% (9)	63.2% (27)	大阪	82.9% (15)	76.0% (5)
宮城	88.9% (3)	60.3% (36)	兵庫	86.7% (7)	68.6% (14)
秋田	81.3% (19)	68.6% (14)	奈良	79.8% (27)	74.6% (6)
山形	80.4% (26)	56.0% (44)	和歌山	79.5% (28)	62.4% (31)
福島	74.7% (41)	58.3% (41)	鳥取	82.8% (17)	62.3% (32)
茨城	74.0% (43)	61.9% (33)	島根	82.5% (18)	62.7% (30)
栃木	73.2% (44)	61.4% (35)	岡山	75.8% (40)	60.1% (38)
群馬	71.8% (45)	57.8% (43)	広島	85.9% (8)	76.8% (4)
埼玉	77.8% (31)	61.5% (34)	山口	83.3% (14)	72.6% (8)
千葉	77.6% (32)	60.3% (36)	徳島	77.4% (34)	63.4% (26)
東京	88.6% (4)	71.8% (9)	香川	77.0% (36)	63.5% (25)
神奈川	82.9% (15)	69.9% (12)	愛媛	81.2% (21)	70.4% (11)
新潟	83.7% (12)	66.1% (18)	高知	76.8% (38)	57.9% (42)
富山	84.7% (10)	67.5% (16)	福岡	79.0% (30)	63.7% (24)
石川	87.9% (5)	84.7% (1)	佐賀	71.1% (46)	52.5% (46)
福井	94.6% (1)	83.4% (2)	長崎	77.5% (33)	58.7% (40)
山梨	74.5% (42)	64.7% (23)	熊本	80.5% (24)	65.3% (19)
長野	81.1% (22)	62.9% (29)	大分	79.5% (28)	63.2% (27)
岐阜	81.3% (19)	64.9% (22)	宮崎	80.5% (24)	68.9% (13)
静岡	76.5% (39)	65.2% (20)	鹿児島	89.1% (2)	77.4% (3)
愛知	80.6% (23)	52.9% (45)	沖縄	57.5% (47)	42.4% (47)

(備考) () 内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

- * 3 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯 (自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。) の全世帯に占める割合である。
- * 4 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯 (自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。) の全世帯に占める割合である。
- * 5 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等 (消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等)

平成 29 年 3 月 31 日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 ㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、408 万 9,941 件である。

また、21 大都市（東京都特別区及び政令指定都市）の防火対象物数は、112 万 9,944 件と全国の防火対象物の 27.6%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の 85.7%）、準地下街*⁶（同 85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同 54.9%）などである（第 1-1-16 表）。

3. 防火管理制度

（１）防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」と

いう。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*⁷選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*⁸の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

平成 29 年 3 月 31 日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 106 万 9,966 件あり、そのうち 81.3%に当たる 86 万 9,471 件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は 80 万 7,742 件で全体の 75.5%となっている（附属資料 1-1-40）。

（２）統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*⁹等で、その管理権原が分かれているものにつ

第 1-1-16 表 防火対象物数

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	
(一)	イ 劇場等	4,392	657	15.0	(六)	ハ	(3) 保育所等	32,344	6,456	20.0
	ロ 公会堂等	66,093	6,232	9.4			(4) 児童発達支援センター等	2,457	499	20.3
(二)	イ キャバレー等	902	122	13.5			(5) 身体障害者福祉センター等	18,051	2,733	15.1
	ロ 遊技場等	10,464	1,988	19.0			小 計	76,975	14,017	18.2
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	206	113	54.9		二 幼稚園等	17,618	4,119	23.4	
(三)	ニ カラオケボックス等	2,728	650	23.8	(七)	学校	127,977	28,311	22.1	
	イ 料理店等	3,089	530	17.2	(八)	図書館等	7,605	856	11.3	
	ロ 飲食店	83,140	16,829	20.2	(九)	イ 特殊浴場	1,527	671	43.9	
(四)	百貨店等	160,744	27,984	17.4		ロ 一般浴場	4,686	1,181	25.2	
(五)	イ 旅館等	58,668	6,034	10.3	(十)	停車場	3,943	1,406	35.7	
	ロ 共同住宅等	1,311,632	486,994	37.1	(十一)	神社・寺院等	57,547	11,882	20.6	
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	12,128	1,845	15.2	(十二)	イ 工場等	491,547	68,738	14.0
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	3,895	879	22.6		ロ スタジオ	429	131	30.5
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	8,904	2,296	25.8	(十三)	イ 駐車場等	51,914	14,944	28.8
		(4) 無床診療所、無床助産所	38,560	7,096	18.4		ロ 航空機格納庫	810	110	13.6
	小 計		63,487	12,116	19.1	(十四)	倉庫	328,311	52,085	15.9
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	40,019	7,277	18.2	(十五)	事務所等	471,499	106,753	22.6
		(2) 救護施設	217	37	17.1	(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	365,954	135,565	37.0
		(3) 乳児院	128	27	21.1		ロ 非特定複合用途防火対象物	259,541	118,658	45.7
		(4) 障害児入所施設	509	71	13.9	(十六の二)	地下街	63	54	85.7
		(5) 障害者支援施設等	5,533	737	13.3	(十六の三)	準地下街	7	6	85.7
	小 計		46,406	8,149	17.6	(十七)	文化財	8,721	1,581	18.1
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	23,829	4,268	17.9	(十八)	アーケード	1,316	478	36.3
		(2) 更生施設	294	61	20.7	(十九)	山林	0	0	-
						合 計		4,089,941	1,129,944	27.6

（備考） 1 「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 ㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。）により作成
2 21 大都市とは、東京都 23 区及び 20 の政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

* 6 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの
* 7 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
* 8 防火管理に係る消防計画：防火管理上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの
* 9 特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用するものの一定の防火対象物

いては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている（統括防火管理制度：平成 26 年 4 月 1 日施行）。

平成 29 年 3 月 31 日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 8 万 6,273 件あり、そのうち 54.1%に当たる 4 万 6,701 件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は 4 万 5,804 件で、全体の 53.1%となっている（附属資料 1-1-41）。

（3）防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を 1 年に 1 回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について 3 年以上の実務経験を有する消防設備士^{*10}や、防火管理者として 3 年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

また、防火対象物点検資格者は、新しい知識及び技能を習得する必要があるため、5 年ごとに再講習を受講することが義務付けられている。

平成 29 年 3 月 31 日現在、防火対象物点検資格者の数は 2 万 9,964 人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始してから 3 年間以上継続しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づく消防機関の行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3 年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

4. 防災管理制度

（1）防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*11}の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*12}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*13}の設置を義務付けている（防災管理制度：平成 21 年 6 月 1 日施行）。

平成 29 年 3 月 31 日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に 9,452 件あり、そのうち 83.4%に当たる 7,884 件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自らの事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 7,316 件で全体の 77.4%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は 8,336 件で全体の 88.2%となっている（附属資料 1-1-42）。

*10 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

*11 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの

*12 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*13 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するために必要な業務を行うもの

（２）統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている（統括防災管理制度：平成 26 年 4 月 1 日施行）。

平成 29 年 3 月 31 日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 3,025 件あり、そのうち 88.0%に当たる 2,662 件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 2,556 件で、全体の 84.5%となっている（附属資料 1-1-43）。

5. 立入検査と違反是正

（１）立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成 28 年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、88 万 2,190 回となっている（附属資料 1-1-44）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第 8 条、第 8 条の 2 又は第 17 条の 4 の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第 5 条、第 5 条の 2 又は第 5 条の 3 の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（附属資料 1-1-45、1-1-46、1-1-47、1-1-48）。

特に、特定違反対象物（床面積 1,500 ㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成 29 年 3 月 31 日現在、392 件の特定違反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある（第 1-1-17 表）。

（２）適マーク制度

平成 25 年 10 月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成 26 年 4 月 1 日から申請・受付を開始し、同年 8 月 1 日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク（銀）の掲出が開始されている。

また、表示マーク（銀）が 3 年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができる。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる。（参照 URL：http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/index.html）

（３）違反対象物の公表制度の運用開始

平成 25 年 12 月の通知による「違反対象物の公表制度」は、特定防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村等の条例に基づき、市町村のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成 27 年 4 月から、全ての政令指定都市において公表制度が開始されている。

また、平成 30 年 4 月からは、管内人口が 20 万人以上の消防本部においても公表制度が開始される予定である。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況、実施予定時期などを確認することができる。

（参照 URL：<http://www.fdma.go.jp/publication/index.html>）

第 1-1-17 表 特定違反対象物の改善状況の推移

年度別	区分	年度当初の 違反対象物数 (a)	年度内違反 是正対象物数 (b)	是正率(%) (c=b/a×100)
平成21年度		301	63	20.9%
平成22年度		299	69	23.1%
平成23年度		389	37	9.5%
平成24年度		179	46	25.7%
平成25年度		230	54	23.5%
平成26年度		249	56	22.5%
平成27年度		331	100	30.2%
平成28年度		359	125	34.8%
平成29年度		392	—	—

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時（3月31日現在）における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
 3 「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である（新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない。）。

第 1-1-18 表 消防同意処理状況

申請要旨	内訳	同 意		不同意		合 計	
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
新 築		207,240	214,001	26	16	207,266	214,017
増 築		20,170	19,426	2	4	20,172	19,430
改 築		843	757	1	1	844	758
移 転		146	123	0	0	146	123
修 繕		134	124	0	0	134	124
模 様 替		100	112	0	0	100	112
用途変更		3,926	4,021	1	0	3,927	4,021
そ の 他		3,161	3,238	0	1	3,161	3,239
合 計		235,720	241,802	30	22	235,750	241,824

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

（２）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成 29 年 3 月 31 日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数/設置必要数）は 99.7%、自動火災報知設備の設置率は 98.7% となっている（第 1-1-19 表）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。近年では、平成 25 年 2 月に発生した長

6. 消防用設備等

（１）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

平成 28 年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、24 万 1,824 件で、そのうち不同意としたものは 22 件であった（第 1-1-18 表）。

埼玉県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災（死者 5 人、負傷者 7 人）を踏まえ、主として自力避難困難な者が入所する社会福祉施設には、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等（平成 25 年 12 月 27 日公布）により、スプリンクラー設備の設置については、平成 27 年 4 月 1 日から施行された。なお、施行に際し、既存の施設については平成 30 年 3 月 31 日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成 25 年 10 月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者 10 人、負傷者 5 人）を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院

第 1-1-19 表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

防火対象物の区分		設備の種類	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
		設備の状況	設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)
(一)	イ	劇場等	777	775	2	99.7	3,769	3,757	12	99.7
	ロ	公会堂等	545	542	3	99.4	31,287	31,204	83	99.7
(二)	イ	キャバレー等	5	5	0	100.0	463	451	12	97.4
	ロ	遊技場等	706	701	5	99.3	9,529	9,498	31	99.7
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	0	0.0	192	187	5	97.4
	ニ	カラオケボックス等	9	9	0	100.0	2,743	2,698	45	98.4
(三)	イ	料理店等	1	1	0	100.0	2,164	2,114	50	97.7
	ロ	飲食店	120	120	0	100.0	35,282	34,632	650	98.2
(四)		百貨店等	7,561	7,520	41	99.5	87,487	86,526	961	98.9
(五)	イ	旅館等	2,007	2,001	6	99.7	48,813	48,307	506	99.0
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	3,903	3,894	9	99.8	9,196	9,172	24	99.7
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	899	896	3	99.7	3,322	3,317	5	99.8
		病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	3,058	3,056	2	99.9	8,418	8,415	3	100.0*
		(4) 無床診療所、無床助産所	183	183	0	100.0	19,133	19,062	71	99.6
		小 計	8,043	8,029	14	99.8	40,069	39,966	103	99.7
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	36,263	36,182	81	99.8	40,015	39,956	59	99.9
		(2) 救護施設	220	220	0	100.0	254	254	0	100.0
		(3) 乳児院	122	122	0	100.0	124	123	1	99.2
		(4) 障害児入所施設	413	413	0	100.0	537	535	2	99.6
		(5) 障害者支援施設等	4,478	4,467	11	99.8	5,829	5,813	16	99.7
		小 計	41,496	41,404	92	99.8	46,759	46,681	78	99.8
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	1,391	1,390	1	99.9	15,034	15,004	30	99.8
		(2) 更生施設	21	21	0	100.0	266	266	0	100.0
		(3) 保育所等	91	91	0	100.0	27,208	27,190	18	99.9
		(4) 児童発達支援センター等	41	41	0	100.0	1,251	1,239	12	99.0
		(5) 身体障害者福祉センター等	551	549	2	99.6	11,650	11,561	89	99.2
		小 計	2,095	2,092	3	99.9	55,409	55,260	149	99.7
	ニ	幼稚園等	199	198	1	99.5	14,991	14,976	15	99.9
(九)	イ	特殊浴場	19	19	0	100.0	1,420	1,413	7	99.5
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	18,457	18,388	69	99.6	196,280	191,384	4,896	97.5
(十六の二)		地下街	57	57	0	100.0	63	63	0	100.0
(十六の三)		準地下街	3	3	0	100.0	5	5	0	100.0
合計			82,100	81,864	236	99.7	576,725	569,122	7,603	98.7

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 設置率は、小数点第 2 位を四捨五入している。(＊は、四捨五入の結果 100%と表記している。)

についても、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等(平成 26 年 10 月 16 日公布)により、スプリンクラー設備の設置については、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。施行に際し、既存の施設については、平成 37 年 6 月 30 日までに設置することとする経過措置が定められた。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、

火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができるとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者(消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者)に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用

設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。平成 29 年 3 月 31 日現在、消防設備士の数は延べ 114 万 4,899 人となっており(附属資料 1-1-49)、また、消防設備点検資格者の数は特種(特殊消防用設備等) 687 人、第 1 種(機械系統) 15 万 2,322 人、第 2 種(電気系統) 14 万 3,811 人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物(以下「防災防火対象物」という。)において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(以下「防災対象物品」という。)には、消防法により、所定の防災性能を有するもの(以下「防災物品」という。)を使用することを義務付けている。

平成 29 年 3 月 31 日現在、全国の防災防火対象物数は、97 万 1,176 件であり、適合率(防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合)は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で 86.2%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で 85.7%、展示用合板を使用する防災防火対象物で 83.2%となっている(第 1-1-20 表)。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を

使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁では、ホームページ(参照 URL : http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/)において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成 14 年総務省令第 24 号)」(以下「対象火気省令」という。)に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定の対象となる消防用機械器具等(以下「検定対象機械器具等」という。)は、消防法第 21 条の 2 の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリングクローヘッド等、消防法施行令第 37 条に定める 12 品目である。

この検定は、「型式承認」(形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認)と「型式適合検定」(個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定)からなっている(附属資料 1-1-50)。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

検定制度については、平成 20 年 10 月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルをすり替えるなどの不正行為が、また、平成 22 年 3 月に消防車両

第 1-1-20 表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

防災防火対象物の区分		防災防火 対象物数	カーテン・ どん帳等 を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		じゅうたん を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		展示用合 板を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの	
					適合率(%)			適合率(%)			適合率(%)
(一)	イ 劇場等	4,259	2,505	2,389	95.4%	1,876	1,780	94.9%	459	437	95.2%
	ロ 公会堂等	63,535	38,270	34,397	89.9%	22,491	19,812	88.1%	3,985	3,476	87.2%
(二)	イ キャバレー等	870	333	231	69.4%	360	275	76.4%	48	46	95.8%
	ロ 遊技場等	10,101	4,331	3,843	88.7%	4,103	3,729	90.9%	649	586	90.3%
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	199	113	91	80.5%	83	65	78.3%	6	4	66.7%
	ニ カラオケボックス等	2,664	1,243	1,091	87.8%	1,071	975	91.0%	171	155	90.6%
(三)	イ 料理店等	3,052	1,570	1,288	82.0%	1,496	1,238	82.8%	188	166	88.3%
	ロ 飲食店	80,206	32,662	26,095	79.9%	20,737	16,678	80.4%	3,781	3,129	82.8%
(四)	百貨店等	152,601	56,446	50,704	89.8%	30,579	26,878	87.9%	7,470	6,368	85.2%
(五)	イ 旅館等	57,109	42,123	38,155	90.6%	35,604	32,474	91.2%	2,727	2,367	86.8%
(六)	イ 病院等	61,046	42,421	39,808	93.8%	24,120	22,314	92.5%	3,803	3,510	92.3%
	ロ 特別養護老人ホーム等	44,917	35,048	33,166	94.6%	20,447	19,235	94.1%	3,407	3,092	90.8%
	ハ 老人デイサービスセンター等	73,675	50,991	47,154	92.5%	29,204	26,412	90.4%	4,864	4,332	89.1%
	ニ 幼稚園等	16,756	11,986	11,044	92.1%	6,317	5,730	90.7%	1,044	924	88.5%
(九)	イ 特殊浴場	1,791	1,031	888	86.1%	1,008	902	89.5%	62	48	77.4%
(十二)	ロ スタジオ	646	176	160	90.9%	157	147	93.6%	129	112	86.8%
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	322,173	113,666	85,327	75.1%	78,789	60,213	76.4%	14,442	10,649	73.7%
	ロ 非特定複合用途防火対象物	23,505	2,978	2,308	77.5%	2,097	1,623	77.4%	728	549	75.4%
(十六の二)	地下街	62	39	29	74.4%	34	27	79.4%	13	13	100.0%
(十六の三)	準地下街	7	3	1	33.3%	2	1	50.0%	1	1	100.0%
	高層建築物	52,002	19,096	15,598	81.7%	17,712	15,148	85.5%	3,401	2,786	81.9%
合 計		971,176	457,031	393,767	86.2%	298,287	255,656	85.7%	51,378	42,750	83.2%

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 高層建築物(高さ 31m を超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が
検定を受けずに販売されていたことが判明した。さら
に、平成 22 年 5 月に実施された公益法人事業仕
分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入
拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律が
平成 24 年 6 月 27 日に公布され、規格不適合品や規
格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通
させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則
の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための
要件緩和等が定められた。

また、消防法施行令の一部を改正する政令(平成
25 年 3 月 27 日公布)により、検定対象機械器具等
のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホー
ス」及び「結合金具」、並びに建築物の実態変化でニ
ーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対
象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付け
られている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象
機械器具等に追加した(平成 26 年 4 月 1 日施行)。

(2) 自主表示

自主表示の制度は、消防法第 21 条の 16 の 3 の規
定により、製造事業者等の責任において、自ら規格
適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行っ
た型式について表示を付すことが認められるもので
ある。平成 28 年度中の製造事業者からの届出は、動
力消防ポンプ 16 件、消防用ホース 16 件、消防用吸
管 1 件、結合金具 15 件、エアゾール式簡易消火具 0
件及び漏電火災警報器 9 件となっている。

自主表示の対象となる機械器具等(以下「自主表
示対象機械器具等」という。)は、消防法第 21 条の
16 の 2 の規定により、表示が付されているものでな
ければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為
をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、消防法の一
部を改正する法律(平成 24 年 6 月 27 日公布)によ
り、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対
象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設
及び罰則の強化が行われている。

自主表示対象機械器具等の対象品目は、「動力消防

ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、消防法施行令の一部を改正する政令等(平成 25 年 3 月 27 日公布)により、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」、並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加した(平成 26 年 4 月 1 日施行)。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、それらの消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法(新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法)等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等(特殊消防用設備等)を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。こ

れは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関(日本消防検定協会又は登録検定機関)の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。平成 29 年 3 月 31 日現在、特殊消防用設備等としてこれまで 64 件が認定を受けている(附属資料 1-1-51)。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9. 火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要となる。また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている(P. 287 参照)。本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち、その結果を踏まえた消防法令の改正等の対応を行ったものは、第 1-1-21 表のとおりである。

第 1-1-21 表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成 24 年 5 月 13 日	広島県福山市	ホテル (死傷者 10 人)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成 25 年 2 月 8 日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者 12 人)	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成 25 年 8 月 15 日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者 59 人)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成 25 年 10 月 11 日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者 15 人)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）により、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権が付与されている（平成25年4月1日施行）。

10. 製品火災対策の推進

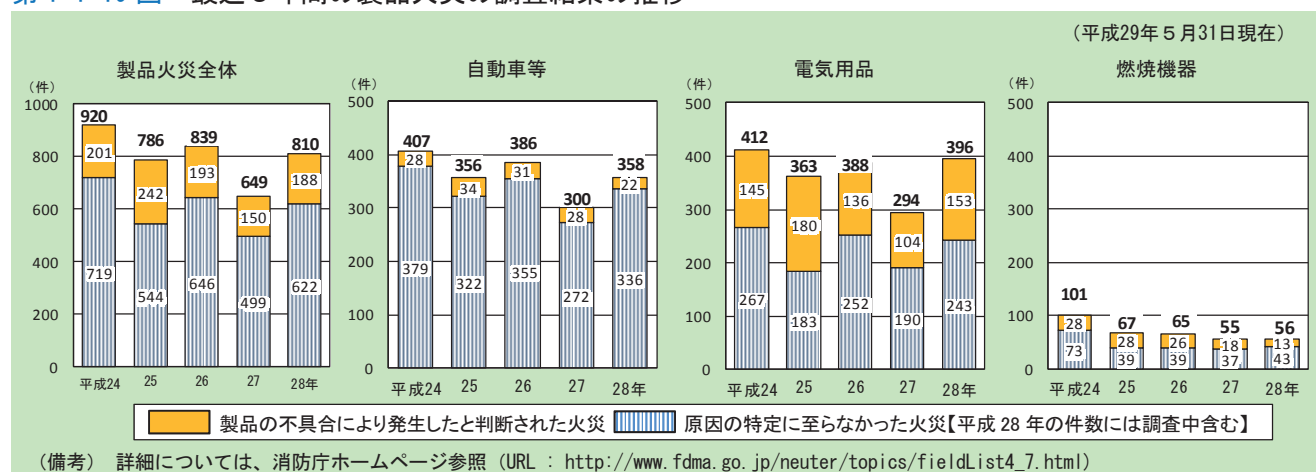
近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関

から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期ごとに公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

平成28年（平成28年1月～12月）に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について集計したところ、製品火災全体では810件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が188件、「原因は特定されたものの製品の不具合が直接的な要因となって発生したか判断できなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」が424件、「現在調査中の火災」が198件であった（第1-1-19図）。

第1-1-19図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移



この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしている。

11. 屋外イベント会場の防火対策の推進

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会

会場において、死者3人、負傷者56人という重大な人的被害を伴う火災が発生したことを受け、屋外イベント会場の防火対策を推進するため、平成25年12月に消防法施行令改正、平成26年1月に火災予防条例（例）改正を行い、屋外イベント会場等で火気器具を扱う際の消火器の準備や大規模な屋外イベント等のうち、消防長が指定するイベントについては、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成及び当該計画の提出等を義務付けた。

火災予防行政の課題

1. 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の未設置世帯に対して早期に

設置することを一層促進するとともに、平成 28 年 6 月に設置義務化から 10 年を迎え、既設住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、老朽化した住宅用火災警報器の適切な維持管理を促進することが重要である。

また、住宅火災において、寝具類や衣類が着火物となって多くの死者が発生していることから、防災品の普及を推進することが重要である。

このため、消防本部、消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織等と協力して、火災予防運動、住宅防火防災推進シンポジウム、住宅防火・防災キャンペーン等を通じた住宅防火対策の普及啓発等を更に推進していく必要がある。

2. 違反是正の実効性向上

大きな被害を伴う近年の火災のうち、平成 24 年 5 月広島県福山市ホテル火災、平成 25 年 2 月長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災、平成 25 年 10 月福岡県福岡市診療所火災、平成 27 年 5 月神奈川県川崎市宿泊所火災、平成 27 年 10 月広島県広島市飲食店火災については、関係部局間の情報共有・連携体制の構築が重要との指摘がなされている。

認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策の更なる充実を図るため、関係部局間の情報共有・連携体制の構築について、関係省庁で検討を行い、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成 27 年 3 月に策定したところである。

また、立入検査時に把握した違反建築物等の情報について、消防部局及び建築部局等で適切に共有し、連携した違反是正指導を行っていくため、「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成 27 年 12 月に策定したところである。

これらのガイドラインを踏まえた各地域における関係部局間の情報共有・連携体制の構築を推進していく必要がある。

3. 小規模施設における防火対策の推進

（1）自動消火設備の設置の促進

近年、比較的小規模な高齢者施設や有床診療所に

おいて多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところである。

一方、消防法においては、これらの建築物の構造特性等に鑑み、スプリンクラー設備に代えて、同様の機能を有し設置工事が行いやすいパッケージ型自動消火設備を設置することができることとされている。比較的小規模な施設の建物特性に対応した消火性能を有するパッケージ型自動消火設備に係る技術開発の動向を踏まえ、小規模な施設の実態に応じて設置が可能な必要な技術上の基準を平成 28 年 1 月に策定した。既存の施設についてはスプリンクラー設備の設置義務に係る経過措置が平成 30 年 3 月までとされていることから、このような動向を踏まえて、消防機関においてはスプリンクラー設備等の設置に関する適切な指導を進めていく必要がある。

（2）小規模施設における消防訓練の実効性向上

多数の自力避難困難者が利用する小規模施設では、夜間は昼間に比べて職員数が少なく、火災が発生した場合には、限られた職員等により初期消火や消防機関への通報、自力避難困難者を介助しながらの避難誘導などを行う必要があり、夜間の火災時に適切に対応するための消防訓練を定期的実施することが特に重要である。

このため、施設の職員等がちゅうちょすることなく火災に対応できるよう、あらかじめ最低限の行動パターンを整理しておくことが重要であり、消防機関への通報を早期に行うとともに、自力避難困難者が建物外への避難に時間を要する場合はバルコニー等の一時的な避難場所へ水平的に避難させることも考慮するなど、個々の施設の状況等に応じた具体的な訓練方法等をマニュアルとして整備し、訓練の実効性向上を図っていく必要がある。

4. 消防用設備等の点検報告の促進

防火対象物に設置された消防用設備等や特殊消防用設備等については、定期的な点検の実施とその結果の消防署長等への報告が義務付けられているが、点検、報告の実施状況が十分でない等の課題も散見

されている。これらの消防用設備等の点検報告制度における課題を整理し、その方策を議論するため、平成 27 年度から「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、検討を進めている。

防火対象物の用途や規模等により、点検報告率に差異が生じていることから、検討部会等において検

討した結果を踏まえて、消防本部における点検報告率向上のための優良な取組を全国の消防本部へ展開し、消防用設備等の経年劣化の分析結果を踏まえた合理的な点検方法への見直しなどを実施してきた。

今後も引き続き、点検報告率向上のための取組を進めて、点検報告制度の適正な運用の推進を図っていく必要がある。